

保護者の皆様へ

東京都立砂川高等学校長

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日施行学校安全法施行規則に規定する、学校において予防すべき感染症の位置づけが見直され、第二種の感染症に加えられました。また、出席停止期間の基準は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と規定されました。

新型コロナウイルスに罹患したことが判明した場合は、学校へすぐに連絡してください。登校時に、こちらの用紙を、必ず保護者の方が記入した上、担任に提出してください。

\* 病気の状況により別途医師の証明書を提出していただく場合もあります。

\* 状況によっては受診した医療機関に連絡させていただく場合もあります。

(この報告書は切り取らず、このままご提出ください。)

## 新型コロナウイルス感染症における受診報告書

東京都立砂川高等学校長 殿

組 生徒氏名

\_\_\_月\_\_\_日(\_\_\_\_) (午前・午後)に、医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_月\_\_\_日(\_\_\_\_) から\_\_\_月\_\_\_日(\_\_\_\_) まで欠席させましたが、本日より登校させますので、連絡いたします。

受診した医療機関・検査機関名等： \_\_\_\_\_

〃 電話番号： \_\_\_\_\_

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

家庭→担任→保健室(原本保管)→教務(連絡)